

令和8年度秦野市起業・事業承継支援事業委託業務 仕様書

1 業務目的

本市の創業支援は、事業のアイデアを持ち、起業する力のある人が対象で、そもそもの担い手を掘り起こして育成するという視点の取組みはこれまでなかった。

また、事業承継支援では、後継者がいない場合は難航、長期化するほか、同族経営が多い中小・小規模企業では、子が継がないケースも増えており、経営的に問題がなくても廃業してしまうリスクがある。

このことから、市内で新たに創業、副業、地域活動等を担う人材を掘り起こし、事業に着手できるまでを支援するプログラムを実施することを目的とする。

2 事業の名称

起業・事業承継支援事業の名称は、「はだの・つぎらぼ」とする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

高い意欲を持つ、幅広い層を対象に、起業や事業承継に向けた考え方を整理し、ノウハウやマインドを習得するためのプログラムを実施する。

(1) 参加者の募集と受付

定員10名程度

(2) プログラム内容

ア ターゲット

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当し、事業の拠点として秦野市で活動する者に限る。

(ア) 起業・副業に関心があるが具体的な行動に至っていない者

(イ) 出産・育児・介護等によりキャリアの再構築を検討している者

(ウ) 地域課題の解決や地域との関わりを志向する者

イ 期間

令和8年8月から令和9年2月まで、原則として月1回実施。

スケジュール(案)

回数	日付	時間
キックオフ	8月8日 (土)	13:00～17:00
第1回	9月12日 (土)	13:00～17:00
第2回	10月10日 (土)	13:00～17:00
第3回	11月14日 (土)	13:00～17:00
第4回	12月12日 (土)	13:00～17:00
第5回	1月9日 (土)	13:00～17:00
第6回	2月13日 (土)	13:00～17:00

ウ 内容

自身による起業・事業承継が可能となるような知識、ノウハウ及びマインドを習得するための講義および体験の提供を行う。

- (ア) 自己分析、テーマ設定
- (イ) ビジネスアイディアの具体化
- (ウ) 収益モデルの基礎理解
- (エ) 強みを生かし弱みを補完する人脈づくり
- (オ) 最終発表

(3) その他

上記のほか、受注者は「令和8年度秦野市起業・事業承継支援事業「はだの・つぎらぼ」委託業務公開型プロポーザル」で提出した企画提案書の内容について、着実な実施を行う。

5 事業実施により目指す姿

- (1) 起業等をしたいがその一歩を踏み出せない人を掘り起こし、事業化に向けたステップや、商工会議所や金融機関の創業支援プログラムなどにつながっている。
- (2) 起業や地域活動を始めた人材が、受講者同士の交流や人脈づくりを通じて、自らの事業を継続していける力を持っている。
- (3) 起業後の人材が、商業の担い手として、新規出店者や既存店舗等の事業承継者となって活躍している。

6 負担区分

- (1) 事前周知、セミナー会場の確保は発注者が行う。
- (2) 業務の履行上必要な物品は、受注者が用意する。

7 留意事項

- (1) 本業務に係る各種法令に基づき行うこと。
- (2) 受注者は、業務上知り得た情報を発注者の承認を得ずに他へ漏らしてはならない。
- (3) 本業務を行うに当たっては、本仕様書によるほか、個人情報保護法及び秦野市契約規則を遵守すること。
- (4) 受注者は本委託業務を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出て、発注者の承諾を得た事項については、業務の一部を再委託することができるものとする。
- (5) 受注者は、本委託業務を進めるに当たり、発注者と詳細な協議のうえ、発注者の意向にそった積極的な助言等を行うとともに、疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と詳細な協議を行い、その指示に従うこと。
- (6) 本委託業務の適切な進捗管理を行い、進捗状況を、適宜、発注者に報告すること。あわせて、発注者との連絡・調整について、定期的（月1回程度）に、情報共有、事業方針の協議を行う会議を設定すること。またその会議録を作成し、会議後5営業日以内に発注者に送付すること。

8 その他

- (1) プログラム参加者の同意を得て、プログラムの実施結果や参加者のコメント等について、ホームページ、SNS等を活用して公表すること。
- (2) プログラム参加者のうち、起業が実現した者の同意を得て、市内の事業者同士のネットワークへの参画を依頼すること。
- (3) プログラムを修了した者で、引き続き、起業の意思を有している者については、市が金融機関等と連携して行う特定創業支援制度につながるよう、必要な協力を行うこと。
- (4) プログラム参加者のうち素行不良が認められる者は、発注者と受注者との協議の上、プログラムの途中であっても次回以降の不参加を求めることができること。